

寄付でふれあいネットまつどを 応援してください！

“2024ふれあい寄付金運動” (11月1日～12月27日)

会員の皆様 支援者の皆様

こんにちはふれあいネットまつど代表の佐久間浩子です

いつも、ふれあいサービスを始め、様々な活動にご協力いただきありがとうございます。心より御礼申し上げます。

私どもの会は今年4月で設立26年を迎えました。

1998年、「たすけあいをまずやってみよう！」と私を含め7人の主婦でふれあいネットまつどを立ち上げて26年。本当にいろいろなことがありました。大変な時期にもたくさんの方のご支援やお声かけで今のふれあいネットまつどがあると実感しています。今年年頭の挨拶にも書きましたが、一昨年末に読売新聞の「第20回読売福祉文化賞」をいただくことができました。(ホームページをご覧ください)これは長年の有償ボランティア活動と支えあいたすけあいを広げる活動を続けてきたことに対して評価されたもので、会員皆さん一人ひとりの活動の歴史が実を結んだと本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

これまでの26年はこれからの26年のスタートでもあります。これからも「困ったときはお互いさまのたすけあい」活動を継続するために今年も「2024ふれあい寄付金運動」へのご協力をお願いしたいと存じます。NPOの3つのお財布は①会費②寄付金③事業収入です。ふれあいネットまつどの活動が継続していくためには財政基盤が安定していなくてはなりません。この寄付金のお財布をもっと大きくしていきたいと思えます。

そこで、以下の要領で「2024ふれあい寄付金運動」を行います。厳しい暮らしの中恐縮に存じますが、ぜひともあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

2024年11月1日

認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど

【募集要領】

- 募集金額 一口＝3,000円(何口でも結構です)
- 募集期間 2024年11月1日(金)～12月27日(土)
- 応募方法 (入金時必ず、名前に記入をお願いします)
 1. 京葉銀行へ振込(振込手数料ご負担下さい)
口座 京葉銀行 北小金支店 (普通) 2883926
 2. ゆうちょ銀行・郵便局へ振込(振込手数料ご負担下さい)
口座 記号 10520 番号43693561
 3. 現金を事務所へご持参ください
※領収書発行については、後日電話にてご連絡します。
- お問い合わせ ふれあいネットまつど事務局 TEL047-710-7450

認定NPO法人への税制優遇措置として、
2024年1月～12月までに、ふれあいネットまつどへ寄付いただいた合計額を
2025年に確定申告すると寄付金額の最大50%が税額控除されます。

● 税額控除方式で寄付金から控除される金額

【例】

年間1万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (1万円 - 2,000円) \times 0.4 = 3,200円 \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (1万円 - 2,000円) \times 0.1 = 800円 \\ & \parallel \\ & \mathbf{4,000円} \end{aligned}$$

年間5万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (5万円 - 2,000円) \times 0.4 = 19,200円 \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (5万円 - 2,000円) \times 0.1 = 4,800円 \\ & \parallel \\ & \mathbf{24,000円} \end{aligned}$$

確定申告を行うことで、寄付金額の最大半額が戻ってきます

- ※ 住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村住民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。
- ※ 控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

⇒⇒⇒⇒⇒ 分からないことはどんなことでも、ふれあいネットまつど事務局へお尋ねください。

認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど
〒270-2251 松戸市金ヶ作 99-6 TEL:047-710-7450 FAX:047-710-5940